

質疑応答

(質問 1)

若年性認知症の方のデイサービス等の利用日の中で、本事業の活動を行ってよいのか。利用日以外で活動を行わなければならないか。

(回答 1)

仕様書に「本事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない」と記載されており、介護保険等、他の制度で措置されている経費を本事業の費用として計上することはできません。このため、できる限り介護保険サービス利用日以外の活動を推奨します。

(質問 2)

作業現場に同行し、サポートする方の資格に何か決まりはあるか。
介護補助員でもよいか。

(回答 2)

仕様書に記載のとおり、「若年性認知症または認知症の人の対応経験がある職員を主担当として配置」していただければ、作業現場に同行し、サポートする方の資格は問いません。

(質問 3)

本事業に参加する若年性認知症の人の年齢は65歳未満でないといけないか。

(回答 3)

本事業の募集要項及び仕様書に年齢制限についての記載はありませんが、本事業の趣旨を鑑み、参加する方の年齢は65歳未満を想定しています。65歳未満で若年性認知症を発症し、現在65歳以上の方の参加を予定している場合は、応募書類様式3の4にその理由を記載してください。